



男女共同参画局

- 男女共同参画は政府の重要かつ確固たる方針であり、国際的にも共有されている守るべき規範です。男女共同参画基本計画に基づき、あらゆる分野における女性の参画拡大、女性に対する暴力の根絶、男女共同参画の裾野を広げる地域における取組などを行っています。

総務課

推進課

男女間暴力対策課

男女がともに活躍できる社会へ



内閣府
男女共同
参画局

Cabinet Office

男女共同参画基本計画

男女共同参画局では、男女共同参画社会基本法（平成11年6月公布・施行）に基づき、5年ごとに「男女共同参画基本計画」を策定し、政府一体となった取組を総合的かつ計画的に推進しています。令和2年12月25日に閣議決定された「第5次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～」（以下、「5次計画」という。）では、達成を目指す89の「成果目標」とその実現のための「具体的な取組」を盛り込んでいます。

平成27年12月に策定した前計画の策定後、働き方改革関連法や女性活躍推進法等、女性活躍に向けた法制度面の整備はかなり進み、一定の進捗は見られています。その一方で、諸外国の取組のスピードはより速く、世界経済フォーラムが発表している最新の「ジェンダーギャップ指数」において、日本は156カ国中120位となっているように、国際的に遅れをとっています。



男女共同参画会議で発言する総理
(令和2年12月25日)

- 5次計画は、こうした危機感の下、
- ・2030年代には、誰もが性別を意識することなく活躍でき、指導的地位にある人々の性別に偏りがないような社会となることを目指す
 - ・そのための通過点として、2020年代の可能な限り早期に指導的地位に占める女性の割合が30%程度となるよう目指して取組を進める
- ことを新しい目標として掲げています。
- 5次計画全体の主なポイントは、
- ①あらゆる分野の女性の参画拡大、特に政治分野における参画拡大の重要性について盛り込んだこと
 - ②女性活躍の大前提として、女性に対する暴力の根絶など支援を必要とする女性等を「誰一人取り残さない」男女共同参画社会の実現を図ることを盛り込んだこと
 - ③男女共同参画の裾野を広げ、地域における取組の推進の重要性について、初めて正面から取り上げたこと
 - ④新型コロナウイルス感染症拡大は女性により大きな影響を与えており、こうした視点も盛り込んだことがあります。

5次計画に基づき、女性が直面している具体的な課題を一つ一つ解決し、「すべての女性が輝く令和の社会」の実現に向けた取組を推進しています。

女性活躍加速のための重点方針

各省庁の毎年度の予算編成プロセスや制度改正プロセスに女性活躍・男女共同参画の視点をしっかりと入れるため、平成27年より、毎年6月を目途に、政府として今後重点的に取り組むべき事項を取りまとめた、女性活躍加速のための重点方針を決定しています。

「女性活躍加速のための重点方針2020」（令和2年7月1日すべての女性が輝く社会づくり本部決定）には、（1）女性に対する暴力の根絶に向けた取組や困難に直面する女性への支援の充実、（2）女性活躍推進のための自主的な取組や地域の実情に応じた取組の後押し、（3）仕事と育児・介護等を両立できる環境の整備及び社会全体での意識改革の推進、（4）あらゆる施策における男女共同参画・女性活躍の視点の反映、といった視点から具体的な施策を盛り込んでいます。

女性に対するあらゆる暴力の根絶

女性に対する暴力は犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、決して許されない行為です。

このため、男女共同参画局では、性犯罪・性暴力被害者支援のためのワンストップ支援センターの活動の支援、配偶者等からの暴力（DV）被害者のための相談窓口の充実、民間シェルター等における被害者支援のための取組の促進、「女性に対する暴力をなくす運動」を始めとする広報啓発活動、女性に対する暴力の実態を把握するための調査研究、支援に携わる人材の育成を図るため各機関の職務関係者に対して研修等を行っています。



令和2年度女性に対する暴力をなくす運動
パープル・ライトアップ



令和2年度女性に対する暴力をなくす運動
ポスター



令和3年度若年層の性暴力被害予防月間
ポスター

また、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」及び基本方針に基づいて、関係省庁と連携し配偶者等からの暴力の防止と被害者の保護のための施策を推進しています。

国際的協調

男女共同参画は、国際社会の取組と密接に関係しており、国際的協調が重要です。また、近年はG7やアジア太平洋経済協力（APEC）において担当大臣会合が開催されるなど、国際的にも女性活躍や男女共同参画の重要性が高まっています。

男女共同参画局では、国連女性の地位委員会を始め、G7、G20、APEC等における国際的議論への参画や各国との政策対話などを通じて、我が国の取組を効果的に発信するとともに、国際的な議論や海外の取組などを国内の議論に取り込むようにしています。また、女子差別撤廃条約を始めとして、男女共同参画に関連の深い各種の条約や国際規範・基準等を周知徹底するとともに、国内における実施強化に努めています。

新型コロナウイルス感染症が女性に与える影響への対応

今般の新型コロナウイルス感染症の拡大が雇用や生活に及ぼす影響は、男性よりも女性に強く表れています。例えば、非正規雇用労働者を中心に女性の雇用者数減少、DV相談件数の増加、女性の自殺者数が前年比で大幅増加となっています。このように、コロナ下において、女性・女の子を巡る様々な問題が顕在化・増大化しており、男女共同参画の重要性が一層高まっています。一方で、これを契機にテレワーク等のオンライン活用が普及し、男女ともに新しい働き方の可能性が広がっており、男性の家事・育児等への参画を促す好機でもあります。

男女共同参画局では、こうした問題にいち早く取り組むため、「コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会」を立ち上げ、EBPMの観点から、①新型コロナウイルス感染症の拡大が女性の雇用や生活等に与えている影響、②女性の視点からの政策課題の把握のための調査検討を行い、政策立案に繋げています。



コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会の様子